規則

人事院総裁　川本　裕子

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則八―一八（採用試験）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年七月三十一日

人事院規則八―一八―三八

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲み又は傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲み又は傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第一　区分試験及び区分試験の対象となる官職（第四条関係）

採用試験の種類ごとの名称	区分試験	区分試験の対象となる官職
国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）	（略）	（略）
	森林・自然環境	九　法第四十五条の二第一項第一号に規定する官職のうち、主として林学、砂防、造園及び林産に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職
（略）	（略）	（略）

別表第二　採用試験の試験種目（第六条関係）

採用試験の種類ごとの名称	区分試験	試験種目
国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）	全ての区分試験	基礎能力試験、専門試験（多肢選択式）、専門試験（記述式）、政策課題討議試験、人物試験及び英語試験

改正前

別表第一　区分試験及び区分試験の対象となる官職（第四条関係）

採用試験の種類ごとの名称	区分試験	区分試験の対象となる官職
国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）	（略）	（略）
	森林・自然環境	九　法第四十五条の二第一項第一号に規定する官職のうち、主として林学、砂防、造園及び林産に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職
	法務	十　法第四十五条の二第一項第一号に規定する官職のうち、主として法曹に必要な学識及び能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職
（略）	（略）	（略）

別表第二　採用試験の試験種目（第六条関係）

採用試験の種類ごとの名称	区分試験	試験種目
国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）	行政 人間科学 デジタル 工学 数理科学・物理・地球科学 化学・生物・薬学	基礎能力試験、専門試験（多肢選択式）、専門試験（記述式）、政策課題討議試験、人物試験及び英語試験